

令和6年4月3日

令和6年度 北九州市立木屋瀬中学校学校経営方針

北九州市立木屋瀬中学校
校長 牧島 伸司

【北九州市の教育 5つの柱】

～「こどもまんなか」で、質の高い教育環境の充実を～

- ① 全てのこどもにとって「居心地の良い学校」をつくる
- ② 失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる
- ③ 誰一人取り残さない学びと、先端的な学びを進める
- ④ 学校の自立性と教職員のウェルビーイングを高める
- ⑤ 地域とのつながりの中で、こどもを守り、支え育てる

1 校訓及び目指す生徒像

友情 思いやり（思いやりのある生徒）

礼儀 あいさつ（あいさつ日本一の生徒）

希望 笑顔（夢や希望をもち、その実現に向け、主体的に学び行動できる生徒）

2 学校教育目標

知・徳・体の調和のとれた、心豊かで、たくましく行動できる生徒の育成

3 目指す教師像

- （1）教育公務員としての使命感を自覚し、校風の確立に努める教師。
- （2）生徒理解に努め、厳しさと優しさのある指導ができ、生徒のよさを伸ばす教師。
- （3）常に自己研鑽に励み、教育的実践力を高める教師。
- （4）生徒や地域、保護者に信頼される教師。

4 目指す学校像

スローガン：笑顔 あいさつ 思いやり

- （1）一人一人が生き生きと輝く活気ある学校
- （2）安全・安心で、美しく整備された学校
- （3）豊かな心を育む特色ある教育活動を展開する学校
- （4）生徒・保護者・地域に信頼され、満足される学校

5 学校経営の基本方針

- （1）学校教育目標を達成するために、スクールプランを軸とした組織運営、指導体制を確立する。
- （2）創意・工夫した教育課程を編成し、学力・体力向上に努め、ICTを活用した教育活動の実践を行う等、生きる力を育む教育活動を展開する。

- (3) 常に危機意識をもって経営にあたり、感染症予防対策を含め、安全・安心な学校づくりを推進する。
- (4) 誠実と公正を旨とし、希望と愛と情熱をもって生徒指導にあたり、教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係づくりに努める。
- (5) 義務教育9年間の系統性を意識した小中一貫教育を推進する。
- (6) 特別な教育支援を要する生徒の教育的ニーズに応えるため、校内支援体制の整備、関係機関や家庭との連携に努める。
- (7) 教育専門家及び教育公務員としての使命を自覚し研修に励み、教師としての豊かな人間性や指導力の向上、意識改革及び不祥事等の根絶を図る。
- (8) 保護者や地域の信頼と満足を得るとともに、家庭や地域及び関係機関との連携を一層深める。

6 本年度の重点目標

- (1) 学力・体力の向上を図る。

スクールプラン達成のため学校組織として、高校・大学入試の変化にも対応した主体的、対話的な学びが実践できる授業改善を行う。

◆新学習指導要領における学習の在り方、評価等の推進

○一人一台端末を活用した授業づくり、補充学習等の推進

- ・G I G Aスクール構想により実現された一人一台端末の環境下において、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのないよう、個別最適化された教育を提供し、資質・能力を一層育成する。
- ・一人一台端末を活用した教育活動の実践を行い、非常時においても、児童生徒の学びを止めないように支援する。
- ・全教員がI C Tを活用できる技能を有し、授業実践するための研修体制(O J T)を構築する。

○適切な学習評価の実施

- ・教師が指導の課程や評価方法を見直し、より効果的な指導を実施するための工夫(指導と評価の一本化を図り、授業改善を行う)
- ・学習評価の妥当性、信頼性を高めるための組織的な取組の推進

◆読書活動の推進

○校長を中心とした意図的・計画的な学校図書館の運営

- ・図書館教育主任と学校図書館職員の連携強化
- ・「読書センター」に加え、「学習センター」、「情報センター」としての機能強化
- ・「読書が好きな子ども」、「本を読む子ども」の育成
- ・4/23「子ども読書の日」、秋「北九州市子ども読書の日」の取組

○「身近に本、気軽に読書」を合言葉に校内の読書活動の推進

- ・子ども図書館、公共図書館とも、より一層の連携を行う。

- (2) 外国語教育を推進する。(北九州市型外国語教育)

グローバル社会で活躍し、世界と北九州市の架け橋になる児童生徒の育成。

・中学1・2・3年生のアウトプットを重視した活動を行う。

- (3) 長期欠席・不登校対策の充実に努める。
- (1) 未然防止⇒「楽しくて居心地のよい学校・学級づくり」
- ⇒人間関係作り（子どもつながりプログラム、コグトレ、SUTEKIアンケートの活用）
 - ⇒わかる授業づくり
 - ⇒全職員との情報共有
- (2) 早期発見・早期対応⇒「ステップアップルーム（別室）・学校オンライン授業」、「養護教諭、SC、SSW」の活用（ICTの活用も含む）
- ⇒初期対応（欠席連絡アプローチカード）
- (3) 関係機関との連携⇒不登校等支援センター、教育支援室、フリースクール、アウトリーチ、未来へのとびらオンライン教育支援室など
- (4) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を充実させるとともに、道徳教育の要となる道徳科の授業を充実させ、よりよく生きる基盤となる道徳性を育成する。
- ・「特別の教科 道徳」（道徳科）の全面実施。
 - ・年間計画については、新学習指導要領の示す道徳科の内容項目に基づいて作成するとともに、「北九州道徳強度資料」「新版いのち」を位置付けた年間指導計画に沿って計画的・発展的に年間35時間の確実な授業の実施を行う。
 - ・道徳科の内容に基づいた「学習状況」を中心とした評価と「道徳性に係る成長の様子」の評価実施。
- (5) 小中一貫教育を推進する。
- ・義務教育9年間の系統性を意識した小中一貫教育の推進
 - ・コミュニティ・スクールを活用した、地域と共にある小中一貫教育の推進
- (6) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進
- ・幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して一体的な推進を行う。
- (7) 特別支援教育の充実に努める。（令和5年度より、自閉・情緒学級新設）
- ・特別支援教育とは、障害のある生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生徒一人一人の教育のニーズを十分に把握し、そのもてる力を高め、学習上または、生活上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援。
 - ・すべての子どもを対象とした特別支援教育の充実
 - すべての子どもにとって「居心地の良い学校」、「ユニバーサルデザインの視点」、「合理的配慮の提供→個別の教育支援計画へ明記」
 - ・特別支援教育に関する教育課程の編成

個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用（校内支援体制の充実）

- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内相談体制の充実
- ・交流及び共同学習の実施。
- ・特別支援教室（巡回型の通級による指導）の充実
- ・障害のある生徒の視点に立って、一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な指導及び支援を推進。
- ・特別支援教育の充実を図る職員研修を実施する。
- ・通常学級に碎石する特別な教育的支援の必要な生徒に対して、校内の体制を確立し、特別な教育的支援の実施に努める。

(8) 業務改善を図る。

ワークライフバランスを重視した業務改善に努め、共に成長できる明るい職場と教師の働き方改革。また、在校時間の削減につながる取組みに努める。

<達成目標>

○月平均在校時間が45時間以内の起用職員の割合・・・100%

○年次有給休暇の取得日数12日以上の中職員の割合・・・100%

(9) 大量退職、大量採用の時代に応じた人材育成に努める。

○JITを中心に、ベテラン教諭の知識、経験を次の世代に繋げていく。

(10) 不祥事の起こらない職場環境づくりを行う。

児童生徒性暴力、不適切な言動、体罰、飲酒運転、交通違反、交通事故、個人情報適切な管理、ハラスメント、不明瞭な会計処理などが起こらないように、日頃から研修を行い不祥事0を実現する。

7 目標達成のための具体的方策

(1) 信頼される学校づくり

「当たり前前が当たり前前ができる生徒」

① 基本的な生活習慣の確立・・・『時を守り、場を清め、礼を尽くす』

- ・登校時間・チャイム席を守る
- ・教育環境整備

清掃活動の充実・・・一人一役による「黙々掃除」

教室の整理整頓（ぴかぴかの窓・黒板、整然とした机・椅子、整頓されたロッカー）

掲示物の工夫

花いっぱいの学校づくり

② 挨拶運動・・・『めざせ あいさつ日本一』

- ・朝の挨拶運動の充実
(職員：毎日の運動、生徒会：週一回の運動)
- ・道徳の時間の指導の充実

- ・ 集会における「五秒礼」の徹底
 - 立ち止まってのあいさつ・授業の始めと終わりのあいさつ
- ③学習規律の確立・・・「木屋瀬中学校 授業五則」の徹底
 - 1 時間厳守 2 礼に始まり、礼に終わる 3 場を整える
 - 4 正しい姿勢 5 授業は目で聞く

④家庭学習習慣の確立

- ・「家庭学習のてびき」の配布と活用
- ・家庭学習時間の設定と宿題による家庭学習習慣の確立
- ・「Kノート（自学ノート）」の活用の充実

(2) 特別な教育的支援を必要とする生徒一人一人の教育的ニーズに応える特別支援教育

特別な教育的支援を必要とする生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。

(3) 自己の生き方についての考えを深める道徳教育

教科化へ向けて、「考え議論する道徳教育への転換」を図る。

(4) 確かな人権感覚を育む人権教育

- ①「人権ハンドブック」「人権教育教材集『新版 いのち』や「明日への伝言板」等を活用し、興味・関心を生かす学習教材の創意工夫を図る。
- ②「中学校区人権教育研究推進協議会」による児童・生徒についての情報交換や授業研究等を実施し、学校間や校種間の相互理解や連携を図る。
- ③感染症に対して偏見を生まない指導。(差別を絶対に許さない。)

(5) 自己実現を目指す生徒指導

「チーム学校」生徒指導体制

・児童生徒一人一人の発達を支える取組を組織的に進める。→発達支持的生徒指導

- ①「報告・連絡・相談・確認」「記録」の徹底と危機管理の「さしすせそ」に沿った即日対応、家庭訪問を中核に据えた家庭とのきめ細かな連携を図る。
- ②毎週1回の「生徒指導委員会」の実施と充実、その内容の共通理解の徹底を図る。
- ③児童生徒支援加配教員の有効的な活用を図る。
- ④児童生徒が安心して通える学校の実現や「中1ギャップ」の解消を図るためにスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相談・研修体制の充実を図る。
- ⑤スクールカウンセラーとの連携を密にし、定期的な教育相談の設定及び「心のアンケート」を実施し、不登校やいじめの未然防止・解決を図る。
- ⑥好ましい人間関係を育て楽しい学校生活の実現を図るため「北九州子どもつながりプログ

ラム」・「コグトレ」・「SUTEKIアンケート」活用した対人スキルアップ学習等を推進する。

- ⑦学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止対策委員会を設置し、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識のもと、組織的に即日対応する。
- ⑧危機管理意識を高める「生徒指導マニュアル・危機管理マニュアル・不審者対応マニュアル・安全マップ」、「熱中症防止対策」、「荒天時の対応」の生徒や職員への徹底を図る。
- ⑨月一度の安全点検を実施する。(昨年度のバスケットゴール落下事故をうけて)
- ⑩学校支援講師・ステップアップルーム(長欠・不登校対応)の活用

(6) 確かな学力の向上を図る指導の充実

- ①学習指導要領や北九州市スタンダード、北九州市学力向上アクションプランに基づきスクールプランを策定し全校体制によるP D C Aサイクルの確立を図る。
- ②学校の研究テーマ「学力向上のための『わかる授業』づくりの推進～すべての学習活動の中で～」に向け、「わかる授業づくり5つのポイント4つのステップ取組例」等を活用し、指導力の向上を図る。
- ③「北九州市学力定着サポートシステム」等を活用した補充学習の充実を図る。

(1) I C Tを活用した補充的な学習を行う

- ・ドリルアプリを活用して、生徒の理解度に応じた指導の個別化を図り、学習内容の確実な定着を図る。
- ・できる限り担任以外の人材を活用するなど、学校全体で組織的・継続的に補充的な学習を実施する。

※ I C Tを活用した補充的な学習のメリット

- A I ドリルによって、生徒にあった問題が、提示されるまでの授業の復習として役に立つ。
- A I ドリルが採点をするので、教師に時間の余裕が生まれ、生徒の習熟度に応じた指導ができる。
- 毎日タブレット端末を使用するので、生徒がG I G A端末の操作に慣れる。

(2) I C Tを活用した授業改善を行う

- ・『学びの質を高める授業』づくり5つのポイント4つのステップ取組例の「めあて」「まとめ」「話合う活動」「書く活動」などは、すべて学習のねらいに沿って設定されることを踏まえ、学習のねらいを意識した授業づくりを学校全体で組織的に行う。
- ④各教科年一回の「授業公開」を実施し、「話し合い活動」等の育成に向けた授業の工夫改善を図る。
- ④ 義務教育9年間の系統性を意識した、「小中一貫教育」を推進する。
4-3-2制による学年区分を設定し、「9年間を見通した生活ルール」、「9年間を見通した学習ルール」「家庭学習のてびき(含む自学ノート)」を活用し、児童生徒の発達段階

に応じたきめ細かい学習指導・生徒指導を推進する。

(7) 健康で活力ある生活を送るための基礎を培う体力向上の取組

- ①体力の向上を図るため、北九州市体力向上アクションプランに基づき、スクールプランを策定し、「新体力テスト」等を行い、その結果を活用する。
- ②一校一取組を推進する。
- ③学校給食の充実を図り、給食の残食を減らすなど、豊かな人間性を育む食育に取り組む。
- ④地震・津波・火災・竜巻を想定した避難訓練を年間3回実施する。
- ⑤消防署と連携した2年生対象の「スクール救命士」を実施する。
- ⑥八幡西署と連携した薬物乱用防止・青少年を暴力団から守る教室を開催する。
- ⑦「保健室だより」を活用し、「早寝・早起き・朝ご飯」の大切さをはじめ健康の大切さや食の大切さについて指導を行う。

(8) 持続可能な社会を構築する態度を育てる教育

SDGsの視点を踏まえ、本市の強みを生かした教科等横断的な学びを推進する。
「誰一人取り残さない」というSDGsの理念に基づき、将来充実した生活を送れるように、多様な学び方の中から児童生徒ごとに適切な支援を行い「社会的自立」を目指す。

(9) 生命の尊重を基盤とした主体的に行動する力を育む安全教育・防災教育

- ・生徒のかけがえのない命の大切さを最重要課題として、危機管理体制の充実を図り、学校管理下における事件・事故の防止に努める。
- ・心身の健康や体力の向上、命の尊厳等の計画的な指導に努めるとともに事故防止や安全な行動がとれるような指導の徹底を図る。
- ・「指導の手引き」を活用して、系統的な指導を行う。
- ・自らの命を守る（危険予測・回避能力）を育成する。
- ・危機管理マニュアルの整備→地震・台風・水害(緊急時の対応)
- ・感染症に対して偏見を生まない指導。(差別を絶対に許さない。)

(10) 健全な心と体力を育む部活動指導

○適正な部活動運営

適正な指導と運営を推進する。

ゆとりのある効果的な指導を推進する。

○連携・合同部活動の推進

・連携部活動とは、単一の学校で、生徒の希望する部活動を設けることができない場合に、生徒の活動の機会が損なわれることがないよう、部を設置しなくても近隣の学校と連携して活動を実施することができるよう推進する。

○地域部活動の推進

- ・各種モデル事業の実施（エリア型、休日移行、地域クラブなど）
- ・コーディネーターの設置
- ・推進計画の策定
- ・市ガイドラインの改定
- ・令和9年度を目標に休日部活動を地域に移行予定

教員の働き方改革の視点を踏まえ、部活動改革を進めるため、休日（土日）の学校部活動を地域部活動として、実施できる環境を整える。

- ・生徒にとって適切なスポーツ環境を確保するため、NPO法人（総合型地域スポーツクラブ等）や企業体・競技団体等に委託し、取組を推進する。